

り」と、「市町村、利用者」とあるのは「委託をしている市町村、市町村事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第二十八条中「事業所」とあるのは「市町村事務受託事務所」とと読み替えるものとする。

(苦情処理)

第三十四条の十二 指定市町村事務受託法人は、自ら実施した市町村事務に対する照会等対象者又は市町村事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

第三十四条の十三 (略)

2 指定市町村事務受託法人は、市町村事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 実施した市町村事務の内容等の記録
二・三 (略)

(指定都道府県事務受託法人の指定の要件)

第三十四条の十四 法第二十四条の三第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務（以下「質問等事務」という。）については、次とのおりとする。

一 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を

利用者」とあるのは「委託をしている市町村、受託事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第二十八条中「事業所」とあるのは「事務所」とと読み替えるものとする。

(苦情処理)

第三十四条の十二 指定市町村事務受託法人は、自ら実施した受託事務に対する照会等対象者又は受託事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

第三十四条の十三 (略)

2 指定市町村事務受託法人は、受託事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 実施した受託事務の内容等の記録
二・三 (略)

(新設)

及ぼすおそれがないものであること。

三 質問等事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うこと

とによつて質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないも

のであること。

四 前三号に定めるもののほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等)

第三十四条の十五 令第十二条の七第一項の規定に基づき指定都道府県事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る同項に規定する都道府県事務受託事務所（以下「都道府県事務受託事務所」という。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る都道府県事務（令第十二条の二第七号に規定する都道府県事務をいう。以下同じ。）の種類

四 当該申請に係る都道府県事務の開始の予定年月日

五 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等

六 都道府県事務受託事務所の平面図

七 都道府県事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 都道府県事務に係る居宅サービス等を行つた者若しくはこれを使用する者又は介護給付等（法第二十四条第一項に規定する介護給付等をいう。以下同じ。）を受けた被保険者、被保険者であつた者若

(新設)

しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る都道府県事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

態

十 当該申請に係る都道府県事務に係る資産の状況

十一 令第十二条の七第二項各号に該当しないことを誓約する書面（以下次条において「誓約書」という。）

十二 役員の氏名、生年月日及び住所

十三 その他指定に関し必要と認める事項

（指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三十四条の十六 指定都道府県事務受託法人は、前条第一項第一号、第二号、第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第七号まで及び第十二号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定都道府県事務受託法人の都道府県事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 都道府県事務の廃止、休止又は再開については、第一百三十三条第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（都道府県事務の委託の公示等）

第三十四条の十七 都道府県は、法第二十四条の三第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
- 二 委託する指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

（新設）

三 委託開始の予定年月日
四 委託する都道府県事務の内容

2 都道府県は、法第二十四条の三第一項の委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
二 委託している指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託終了の年月日

四 委託している都道府県事務の内容

(管理者)

第三十四条の十八 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第三十四条の十九 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(苦情処理)

第三十四条の二十 指定都道府県事務受託法人は、自ら実施した都道府

県事務に対する居宅サービス等を行つた者若しくはこれを使用する者又は介護給付等を受けた被保険者、被保険者であつた者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定都道府県事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(新設)

(新設)

(記録の整備)

第三十四条の二十一 指定都道府県事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 実施した都道府県事務の内容等の記録
- 二 前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

(要介護認定の申請等)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター(法第百十五条の四十六第一項)の地域包括支援センターをいう。以下同じ。)が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5・6 (略)

(準用)

第六十五条の五 第六十三条及び第六十五条の規定は、要介護被保険者

(新設)

(要介護認定の申請等)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター(法第百十五条の四十五第一項)の地域包括支援センターをいう。以下同じ。)が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5・6 (略)

(準用)

第六十五条の五 第六十三条第一項及び第六十五条の規定は、要介護被

に係る地域密着型介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第六十五条中「法第四十一条第八項」とあるのは、「法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第八項」とあるのは、「法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第八項」とあるのは、「要介護被保険者」と、「同条第四項宅要介護被保険者」とあるのは、「要介護被保険者」と、「同条第一号又は第二号」とあるのは、「法第四十二条の二第二項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(指定試験実施機関の指定の申請)

第一百三十三条の三十七 (略)

2 令第三十五条の十第一項第三号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第八号に掲げる事項とする。

3 令第三十五条の十第一項第三号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

(指定研修実施機関の指定の申請)

第一百三十三条の三十八 (略)

2 令第三十五条の十一第一項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第六号及び第七号に掲げる事項とする。

3 令第三十五条の十一第一項第二号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

4 令第三十五条の十一第一項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、研修を修了した者の氏名、生年月日、実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。

保険者に係る地域密着型介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第六十五条中「法第四十一条第八項」とあるのは、「法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第八項」とあるのは、「要介護被保険者」と、「同条第四項第一号又は第二号」とあるのは、「法第四十二条の二第二項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(指定試験実施機関の指定の申請)

第一百三十三条の三十七 (略)

2 令第三十五条の九第一項第三号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第八号に掲げる事項とする。

3 令第三十五条の九第一項第三号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

(指定研修実施機関の指定の申請)

第一百三十三条の三十八 (略)

2 令第三十五条の十第一項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第六号及び第七号に掲げる事項とする。

3 令第三十五条の十第一項第二号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

4 令第三十五条の十第一項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、研修を修了した者の氏名、生年月日、実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。

(指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等)

第一百三十三条 指定居宅介護支援事業者は、第一百三十二条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 (略)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第一百四十条の三 (略)

一・十一 (略)

十二 法第一百十五条の二第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで）（令第三十五条の七において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四 (略)

2・4 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等)

(指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等)

第一百三十三条 指定居宅介護支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 (略)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第一百四十条の三 (略)

一・十一 (略)

十二 法第一百十五条の二第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで）（令第三十五条の六において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四 (略)

2・4 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第一百四十二条の二十四 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一～十一 (略)

十二 法第百十五条の十二第一項各号（令第三十五条の八において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四

2～4 (略)

(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請)

第一百四十二条の三十二 (略)

一～十三 (略)

十四 法第百十五条の二十二第二項各号（令第三十五条の九において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十五～十七 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の四十六第三項の規定に基づき地域包括支援センターの設置の届出をしている場合において、既に当該市町村長に提出している前項各号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係

第一百四十二条の二十四 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一～十一 (略)

十二 法第百十五条の十二第二項各号（令第三十五条の七において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四

2～4 (略)

(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請)

第一百四十二条の三十二 (略)

一～十三 (略)

十四 法第百十五条の二十二第二項各号（令第三十五条の八において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十五～十七 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の四十五第三項の規定に基づき地域包括支援センターの設置の届出をしている場合において、既に当該市町村長に提出している前項各号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係

る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3・4 (略)

(法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるとき)

第一百四十条の四十四 (略)

一 第百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行つた介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの

(法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるとき)

第一百四十条の四十四 (略)

一 第百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行つた介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価（以下この号において「介護サービスの対価」という。）として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの（介護サービスを提供する事業所又は施設において、次の区分に掲げる介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であつて、それぞれ当該区分に掲げる他の介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円を超えるものを除く。）

イ 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護

ロ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

ハ 訪問看護、指定居宅サービス等基準第百五条の二に規定する指

定療養通所介護（以下この号及び別表第一において「指定療養通

所介護」という。）、介護予防訪問看護

ニ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

ホ 通所介護（指定療養通所介護を除く。）、指定療養通所介護、

認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応

る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3・4 (略)

型通所介護

ハビリテーション、指定療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション

ト 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防短期入所生活介護

ト 第十四条第一号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第二において「短期入所療養介護（介護老人保健施設）」という。）、介護老人保健施設、第二十二条の十四第一号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第二において「介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）」という。）

リ 第十四条第二号又は第三号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第二において「短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）、介護療養型医療施設、第二十二条の十四第二号又は第三号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第二において「介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）

ヌ 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第一百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第二において同じ。）を除く。）、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介